

政策会議付議事案書 (平成30年8月20日)

提案課名 開発建築指導課、産業政策課

報告者名 高橋正道、佐藤伸一

事案名	秦野市まちづくり条例施行規則の一部を改正することについて	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">有</div> <p style="margin: 5px 0;">資料</p> <p style="margin: 5px 0;">無</p>
目的・必要性	<p>本市では、平成16年に「秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例」を、平成29年に「秦野市特定工場に係る緑地面積率等の規準を定める条例」を制定したほか、平成27年には民間の金融機関と「企業立地等の支援における相互協力に関する協定」を締結するなど、積極的な市内への企業誘致に取り組んでいます。</p> <p>一方で、区域面積が10,000平方メートル以上となる大規模な工場等の建設については、「秦野市まちづくり条例」及び「同条例施行規則」で規定する「特定環境創出行為」に該当する場合があります。該当した場合、通常的环境創出行為と比べ、数か月間単位で手続きに要す期間が増すこととなり、市内への進出を検討する事業者にとって大きな負担となっています。</p> <p>なお、上記のような大規模な工場等の建設については、「工業専用地域」での土地利用が最も見込まれますが、「工業専用地域」は住宅等の建築が規制されているため、市民生活への影響は比較的少ない用途地域であり、また、実際の運用においても「工業専用地域」での「特定環境創出行為」については、市民等からの意見書の提出が少ないものです。</p> <p>そこで、更なる企業誘致の促進を図るため、「工業専用地域」における「特定環境創出行為」の適用範囲について見直す必要があるものです。</p>	
経過・検討結果	<p>1 経過</p> <p>(1) 平成12年 7月 1日 秦野市まちづくり条例・同条例施行規則の施行</p> <p>(2) 平成16年 4月 1日 秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の施行</p> <p>(3) 平成17年 2月17日 秦野市まちづくり条例施行規則を一部改正し、過去に協議が成立している区域内で行う環境創出行為の一部について、特定環境創出行為を適用除外とする</p> <p>(4) 平成27年10月29日 企業立地等の支援における相互協力に関する協定の締結</p> <p>(5) 平成29年 4月 1日 秦野市特定工場に係る緑地面積率等の基準を定める条例の施行</p> <p>(6) 平成29年 4月 1日 秦野市まちづくり条例施行規則を一部改正し、工業専用地域等における緑化率を緩和する</p>	

経過・検討結果	<p>2 検討結果</p> <p>特定環境創出行為の趣旨を損なわないよう、全ての用途地域について一律に適用範囲を緩和するのではなく、特に企業誘致に適した用途地域に限って緩和することが望ましいものです。</p> <p>そこで、専ら工業の利便の増進を図るための地域であり、住宅等の建築が規制されていることから他の用途地域に比べ市民生活への影響も少ない「工業専用地域」に限り、適用範囲の緩和をするものです。</p> <p>なお、特定環境創出行為が適用除外となっても、通常的环境創出行為に係る条例手続は必要であり、その手続において周辺住民への事業計画の説明等は、必ず行われるものです。</p>
決定等を要する事項	<p>1 秦野市まちづくり条例施行規則の一部改正</p> <p>秦野市まちづくり条例施行規則第4条第1項各号列記以外の部分を改正し、工業専用地域については、同項の適用を除外する旨規定するものです。</p> <p>2 施行時期</p> <p>施行時期は、公布の日とします。</p>
今後の取扱い	<p>1 改正内容について、関係各課等に通知します。</p> <p>2 改正内容について、市ホームページに掲載し、事業者等に周知します。</p>

秦野市まちづくり条例施行規則の一部改正の概要について
(規則第4条関係)

平成30年8月20日
都市部開発建築指導課

1 改正の背景

本市では、総合計画において「産業活力を創造し、多彩な魅力に出会えるまちづくり」を基本目標に掲げるなど、政策として積極的な企業誘致に取り組んでいますが、区域面積が10,000平方メートル以上の大規模な工場等の建設については、特定環境創出行為に該当することが多く、市内への進出を検討する事業者からは、その手続が負担となっているとの意見も寄せられています。

特定環境創出行為の趣旨は、通常的环境創出行為に係る手続の前に、本市と協議をし、その協議結果を反映した計画書を広く市民等に公告・縦覧及び意見書の受付をすることで、本市の政策や市民等の意見に沿う事業計画に近づけることですが、企業誘致という政策とは相反する性格を有していることも事実です。

また、平成29年度においては、本市曾屋地内にある横河電子機器株式会社・秦野事業所の敷地、約40,000平方メートルをスタンレー電気株式会社が購入し、研究施設の建設を検討しているほか、今後市内では新東名高速道路や国道246号バイパス・厚木秦野道路の開通を控えており、活発な土地利用の相談があることが想定されます。

なお、上記のような大規模な工場等の建設については、工業専用地域での土地利用が最も見込まれるものですが、工業専用地域は、専ら工業の利便の増進を図るための地域であり、住宅等の建築が規制されていることから、他の用途地域に比べ市民生活への影響も少なく、また、実際に過去2回の工業専用地域における特定環境創出行為については、市民等からの意見書の提出はありませんでした。

そこで、更なる企業誘致の促進を図るため、工業専用地域における特定環境創出行為の適用範囲について見直すものです。

2 改正の要旨

規則第4条は第1項から第3項まで、3つの項で構成されており、第1項は区域面積の規模に応じて、第2項は建築物の規模に応じて、それぞれ特定環境創出行為に該当するものを規定しているほか、第3項は周辺環境に著しく影響があるものとしてテレフォンクラブに限定して規定しています。

今回、特に企業誘致に適した用途地域として工業専用地域に限り、第1項の適用について除外するため、第1項本文を「条例第3条第1項第2号ア(ア)及びイに規定する規則で定める環境創出行為は、工業専用地域以外の用途地域で次の各号のいずれかに該当するものとする。」に改めます。

なお、第2項については、上記のとおり建築物の規模に応じて特定環境創出行為に該当するものを規定していますが、具体的には、計画戸数が100戸又は延べ面積が5,000㎡以上で、高さが31メートル以上（商業地域及び工業専用地域は20メートル以上）の建築物等が対象となるものです。高さが20メートル以上となる建築物については、周辺の住居系地域に日影等の影響を与える恐れがあるため、工業専用地域であっても特定環境創出行為に該当させ、周辺住民の声を聞くべきと考え、除外規定を設けないこととしました。

政策会議付議事案書 (平成30年8月20日)

提案課名 子育て支援課

報告者名 山口 澄江

事案名	秦野市小児等医療費の助成に関する条例の一部を改正することについて	(有) 資料 無												
目的 ・ 必要性	<p>小児医療費助成事業（通院）については、平成7年10月から小児等を養育している者に対して医療費の一部（保険診療内の自己負担分の全額）を助成することにより、小児等の健康の維持及び健全な育成に役立てることを目的に実施し、平成29年4月からは、未就学児の所得制限を撤廃し、小学生の所得制限を緩和しました。</p> <p>今回は、子育て支援をより充実させることを目的として、平成31年4月から所得制限はそのままで中学3年生まで通院助成対象を引き上げるため、所要の条例改正を行うものです。</p>													
経過 ・ 検討結果	<p>1 現制度</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">対象年齢</th> <th style="padding: 5px;">通院助成対象</th> <th style="padding: 5px;">所得制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">未就学児</td> <td style="padding: 5px;">○</td> <td style="padding: 5px;">なし</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">小学生</td> <td style="padding: 5px;">○</td> <td style="padding: 5px;">あり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">中学生</td> <td style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 検討経過</p> <p>(1) 社会福祉審議会の答申</p> <p>平成28年10月及び平成29年4月からの制度改正に係る社会福祉審議会での答申では、県内他市の状況から、義務教育終了までの助成を見通して実施するようとの付帯意見が添えられました。</p> <p>(2) 厚生労働省の調査結果</p> <p>平成28年度に1,741自治体に対して実施した「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」では、全体の約58%の自治体が中学生までの医療費助成を実施しており、所得制限なしが約83%、自己負担なしが約61%でした。</p> <p>(3) 県内各市の助成状況</p> <p>平成31年4月1日時点で、19市のうち14市が中学3年生まで、本市を含む5市が小学6年生までを対象にしています。また、所得制限の限度額は、19市のうち本市、川崎市及び相模原市が児童手当の基準（新基準）で、その他の市は旧児童手当の基準（旧基準）で運用しています。</p> <p>※詳細については、「資料1 小児医療費助成制度 県内市町村別実施状況」を参照</p>		対象年齢	通院助成対象	所得制限	未就学児	○	なし	小学生	○	あり	中学生	×	—
対象年齢	通院助成対象	所得制限												
未就学児	○	なし												
小学生	○	あり												
中学生	×	—												

	<p>(4) 負担金の可否</p> <p>平成28年度の厚生労働省の調査では、全国において、負担金ありで制度を運用している自治体は、39%で、県内でも19市のうち平成31年4月1日時点で負担金を導入済又は導入予定の自治体は、4自治体のみです。所得制限を現状維持のまま、負担金を導入せずに制度改正を実施した場合には、平成31年4月1日において県内での本市のサービスランクは、19市中7番目となり、負担金を導入して制度改正した場合は、19市中10番目となります（現在は15番目）。</p> <p>生活保護や障害の医療費助成対象者を除いた狭間の貧困家庭の小児等について、重症な疾病の場合でも、負担金がなく通院できることで、躊躇なく受診でき、病気の早期発見や重症化の予防に繋がり、小児等の健康の維持及び健全育成の効果が高まります。</p> <p>3 検討結果</p> <p>所得制限は現状のまま負担金なしとして小児医療費助成の対象を中学生まで拡大することで、安心して子育てできる環境を整え、子育て支援の充実を図るものです。</p> <p>4 改正後の試算</p> <p>(1) 改正による所要額の試算</p> <p>中学生までの助成対象拡大による所要額については、約7,100万円と試算しています。</p> <p>※詳細については、「資料2 小児医療費助成年齢別集計表」及び「資料3 小児医療費助成制度改正後との比較及び経過」を参照</p>
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 通院助成対象年齢について、所得制限は現状のまま負担金を導入せずに中学3年生まで拡大すること。（条例）</p> <p>2 条例改正案を本年12月議会に提出し、施行期日を平成31年4月1日とすること。</p>
<p>今後の取扱い</p>	<p>平成30年10月 社会福祉審議会への諮問</p> <p>11月 改正条例の議案を市議会第4回定例会に提出</p> <p>平成31年1月以降 市民への周知、医療証発送</p> <p>4月1日 改正条例及び条例施行規則の施行</p>

小児医療費助成制度 県内市町村別実施状況

資料1

平成31年4月1日見込

自治体	小児											所得制限	窓口負担	備考 (※今後予定については取扱注意)	
	対象年齢										入院				
	就学前	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3					
0 神奈川県	◎											中3	0歳以上【旧】	入院：1日100円 通院：1回200円	0～3歳まで窓口負担はなし
1 厚木市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	なし	-	
1 海老名市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	なし	-	
1 綾瀬市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	なし	-	
1 横須賀市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	なし	-	
1 三浦市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	なし	-	
6 藤沢市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	●	●	●		中3	中1以上【旧】	-	H31.4.1 から 通院の対象年齢を中学3年まで拡大
7 小田原市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	小1以上【旧】	-	
7 平塚市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	小1以上【旧】	-	
7 鎌倉市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	小1以上【旧】	-	
10 相模原市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○		中3	1歳以上【新】	中学校1～3年に通院1回500円までの一部負担金を導入(市民税非課税の場合は全額助成)	H30.10.1から 通院の対象年齢を中学校3年生まで拡大
11 大和市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	1歳以上【旧】	-	
11 座間市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○		中3	1歳以上【旧】	-	H30.10.1から 通院の対象年齢を中学3年まで拡大
13 南足柄市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	1歳以上【旧】 中学生以上は 就学援助世帯 (准要保護世帯) と同等	-	H30.7.1から 中学生・通院の対象者を 就学援助世帯 (准要保護世帯)と同等に変更
14 横浜市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	●	●	●		中3	1歳以上【旧】	小学4～6年生のみ、通院1回500円までの窓口負担あり(入院・調剤は窓口負担なし)※ただし、小学4～6年生でも、保護者が市民税非課税の場合は全額助成(通院の窓口負担なし)	H31.4.1から 通院の対象年齢を中学3年まで拡大
15 秦野市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					中3	小1以上【新】	-	
16 茅ヶ崎市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					中3	4歳以上【旧】	小学4～6年に通院1回500円までの一部負担金を導入	
17 川崎市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					中3	1歳以上【新】	小学4～6年生のみ、通院1回500円までの窓口負担あり(入院・調剤は窓口負担なし)※ただし、小学4～6年生でも、保護者が市民税所得割非課税の場合は全額助成(通院の窓口負担なし)	
18 逗子市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					中3	1歳以上【旧】	-	
18 伊勢原市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					中3	1歳以上【旧】	-	

※小児・所得制限の【旧】は平成22年3月以前の旧児童手当の所得制限額、【新】は平成24年4月以降の現行児童手当の所得制限額

※◎：対象年齢 ○：平成30年度中に対象となる予定 ●：平成31年度中に対象となる予定

自治体	対象年齢											小児			備考 (※今後予定については取扱注意)
	通院										入院	所得制限	窓口負担		
	就学前	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3					
1 清川村	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	高3	なし	-		
2 中井町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	-		
2 大井町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	-		
2 松田町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	-		
2 山北町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	-		
2 箱根町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	-		
2 真鶴町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	-		
2 愛川町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	-		
9 葉山町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	中3	中学生以上【旧】	-	H30.12.1から通院の対象年齢を中3まで拡大(所得制限、一部負担金なし)	
10 二宮町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	小1以上【新】	-		
11 開成町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	中3	3歳以上【旧】	-	H30.9.1から通院の対象年齢を中学3年まで拡大。通院の所得制限は、3歳以上は【旧】を適用する。	
12 寒川町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	1歳以上【旧】	-		
13 湯河原町	◎	◎	◎	◎	◎	◎					中3	なし	-		
14 大磯町	◎	◎	◎	◎	◎	◎					中3	1歳以上【新】	-		

※小児・所得制限の【旧】は平成22年3月以前の旧児童手当の所得制限額、【新】は平成24年4月以降の現行児童手当の所得制限額

※◎：対象年齢 ○：平成30年度中に対象となる予定 ●：平成31年度中に対象となる予定

小児医療費助成年齢別集計表【中学生通院拡大】【新基準】

通 院				
年齢	対象者	所得制限 対象者	医療費	拡大分
0	1,032	-	30,535,200	-
1	1,010	-	33,697,200	-
2	1,123	-	27,484,800	-
3	1,121	-	25,686,000	-
4	1,174	-	29,110,800	-
5	1,187	-	31,029,600	-
6未	656	-	12,734,400	-
6就	570	9	20,502,000	-
7	1,180	56	37,606,800	-
8	1,174	57	36,706,800	-
9	1,224	92	33,672,000	-
10	1,177	94	29,200,800	-
11	1,189	99	24,817,200	-
12	1,062	100	13,048,000	11,736,000
13	1,179	131	-	21,881,153
14	1,163	146	-	19,893,543
15	1,185	174	-	17,446,336
小計	18,406	958	385,831,600	70,957,032
				医療費合計
				456,788,632

①

④

入 院				
年齢	対象者	所得制限 対象者	医療費	-
0	1,032	-	15,967,200	-
1	1,010	-	7,162,800	-
2	1,123	-	5,120,400	-
3	1,121	-	3,476,400	-
4	1,174	-	2,602,800	-
5	1,187	-	2,594,400	-
6未	656	-	2,752,800	-
6就	570	9	213,600	-
7	1,180	56	2,677,200	-
8	1,174	57	1,731,600	-
9	1,224	92	2,802,000	-
10	1,177	94	1,602,000	-
11	1,189	99	1,418,400	-
12	1,062	100	1,246,800	-
13	1,179	131	759,600	-
14	1,163	146	382,800	-
15	1,185	174	537,600	-
小計	18,406	958	53,048,400	-
				医療費合計
				53,048,400

②

平成29年度実績

③=①+②

438,880,000 円

中学生まで通院助成の対象とした場合（不足額）

④

70,957,032 円

総計

③+④

509,837,032 円

小児医療費助成制度改正後との比較及び経過

1 助成内容の比較

対象年齢	改正前		改正後	
	助成対象	所得制限	助成対象	所得制限
未就学児	通院 入院	なし	通院 入院	なし
小学生	通院 入院	あり	通院 入院	あり
中学生	— 入院	— あり	通院 入院	あり

2 通院助成対象者の比較 (単位：人)

対象区分	改正前		改正後	
	対象者	所得制限 対象者	対象者	所得制限 対象者
小学生以下	14,772	507	14,772	507
中学生	—	—	3,527	451
計	14,772	958	18,299	958

3 助成事業経過

制度改正年月日	通院	入院	所得制限
平成7年10月1日から	0歳児のみ	中学3年まで	あり(1歳児以上)
平成11年1月1日から	1歳児まで	〃	〃
平成13年10月1日から	3歳児まで	〃	〃
平成15年10月1日から	4歳児まで	〃	なし
平成16年10月1日から	5歳児まで	〃	〃
平成20年10月1日から	6歳児まで	〃	〃
平成24年10月1日から	小学4年生まで	〃	あり(1歳児以上)
平成28年10月1日から	小学6年生まで	〃	あり(1歳児以上)
平成29年4月1日から	小学6年生まで	〃	あり(小学生以上) 所得制限の基準を変更

4 助成実績

年度	医療証交付件数 (件)	医療費助成件数 (件)	医療費助成額 (千円)	県補助金 (千円)
23	9,249	156,926	291,237	82,637
24	13,219	174,902	326,227	83,356
25	13,074	182,720	386,444	83,113
26	12,936	193,822	377,108	78,933
27	12,651	193,683	381,589	78,809
28	15,871	196,558	397,101	79,340
29	15,348	219,780	438,880	79,478